

第1回 新松戸七丁目けやき通り他道路安全及び環境対策協議会 議事要旨

《日時》 令和5年7月11日(火) 19:15~20:40

《場所》 新松戸市民センター ホール

《出席者》[委員]

(新松戸七丁目町会) 3名

(新松戸西パークハウス管理組合) 3名

(コミュニティ五番街) 3名

(けやき会) 5名

(市道1-826号沿線住民) 2名

(松戸市建設部) 建設部長、建設総務課長、道路建設課長、道路維持課長

[事務局]

(松戸市建設部) 6名

[傍聴人] 2名

《資料》・第1回 新松戸七丁目けやき通り他道路安全及び環境対策協議会 次第

・新松戸七丁目けやき通り他道路安全及び環境対策協議会 委員名簿

・新松戸七丁目けやき通り他道路安全及び環境対策協議会設置要綱

・新松戸七丁目けやき通り他道路安全及び環境対策協議会運営要領

・第1回協議会 協議項目箇所図

事務局からの連絡事項等

- ・協議会は、設置要綱及び運営要領に基づき協議等を進める。
- ・協議会の成立要件は、全委員の半数以上の出席があるときとする。
- ・今後の協議会において、欠席される場合には、設置要綱に基づき代理人の出席を可能としているが、その際には事前に事務局まで連絡をいただきたい。
- ・協議会の議事要旨は事務局にて作成を行い、委員の皆様にご確認していただいたのち、松戸市のホームページで公表する。
- ・委員の方々へのお願いであるが、プライバシー権などの権利の侵害を伴う情報については、公開しないようお願いする。
- ・次回の協議会については、10月を予定している。

《新松戸七丁目地域の交通量調査の結果について》

(1-826号、A地点、B地点の交通量) 調査日:土曜日

平成30年度:「1-826号」3,833台 (A地点、B地点開通前)

令和4年度:「1-826号」2,972台、「A地点」1,134台、「B地点」2,343台

3地点の交通量割合:「1-826号」46.1%、「A地点」17.6%、「B地点」36.3%

(けやき通りの交通量) 調査日:土曜日

「樺通り橋を神明堀に向かって一つ目の信号機の交差点を過ぎた地点」

平成 30 年度:3,714 台、令和 4 年:3,779 台

「樺通り橋を神明堀に向かって二つ目の信号機の交差点を過ぎた地点」

平成 30 年度:3,304 台、令和 4 年度:3,344 台

「樺通り橋を神明堀に向かって三つ目の信号機の交差点を過ぎた地点」

平成 30 年度:3,058 台、令和 4 年度:2,723 台

議 題

- (1)一方通行化
- (2)信号機及び横断歩道の設置
- (3)ゾーン 30 の設定
- (4)オービスの設置
- (5)交通標識の設置

結 果

- (1)一方通行化、(2)信号機及び横断歩道の設置、(3)ゾーン 30 の設定、(4)オービスの設置
 - ・ 次回の協議会において、町会等での意見を各委員より報告する。
- (5)大型標識の設置
 - ・ 確認事項等については、次回の協議会において、事務局より説明する。
 - ・ 今回の協議会内において出た意見等を、各委員より町会等内で説明する。

意 見

議題について

(1)一方通行化

賛成意見)

- ・ 市道 1-826 号と神明堀に架かる橋の一方通行化については、同時に行う必要がある。
- ・ 歩道が広くても、車庫への出入りが難しいため、一方通行化をしてほしい。
- ・ 歩道が広くても、双方向であると、車の出入りや角から曲がってきたときに事故が起きる心配があるため、一方通行化をしてほしい。

反対意見)

- ・ 神明堀に架かる橋の一方通行化については、反対である。
- ・ 市道 1-826 号は生活道路であるため、けやき通りと同等に扱うという判断をするべきでない。
- ・ 市道 1-826 号の一方通行化は、生活するうえで非常に支障をきたすため、反対である。

その他)

- ・ 市道 1-826 号の一方通行化については、沿道や近隣にお住まいの方の意見を一番大事にし、沿道住民の意見を聞いたうえでの判断が必要である。
- ・ けやき通りの歩道を通る歩行者や自転車の通行について、安全性は確保されている。
- ・ 継続案件として、今後の協議会で議論を行うべきではないか。

(2) 信号機及び横断歩道の設置

賛成意見)

- ・ 交通量が多い道路になるのであれば、必要である。
- ・ 橋を架けて車両を通すのであれば、必要である。

(3) ゾーン 30 の設定

賛成意見)

- ・ 平成31年にゾーン30の要望をしているので、ゾーン30の設定をしてほしい。
- ・ 神明堀の架橋が進まず、けやき通り北側をゾーン30とする要望を行った経緯があり、南側についても子どもたちの安全を考えるとゾーン 30 にすべきである。

その他)

- ・ 今回は、新松戸七丁目エリアにおけるゾーン30について、議題とする。
- ・ 「第 1 回協議会 協議項目箇所図」の「(3)ゾーン 30 について」にけやき通りが含まれていないため訂正する。

(4) オービスの設置

賛成意見)

- ・ 移動式のオービスで取り締まりを行ってほしい。

(5) 交通標識の設置

その他)

- ・ 大型規制については、「新松戸七丁目道路ネットワーク事業の中で規制の要望を出すとの説明を受けていた」との意見があったため、その内容については、次回の協議会において説明する。
- ・ けやき通りにおいてバス以外の大型車両を規制した場合、引越し車両などはどのルートで七丁目エリアに行くのか。
- ・ 大型規制についての説明で大型乗用とあったが、これは何か。町会の旅行で使用する観光バスはどうなるのか。

その他

- ・ 協議会の内容に基づき千葉県公安委員会に要望してから、工事着工となるのではないか。
→橋の工事については、影響のある方々との話がまとまり次第、着工する。
- ・ 今回の協議会での発言は、個人的な意見であり町会等の意見ではない。
- ・ 協議会での意見を町会等に持ち帰り確認する必要はないのではないか。
- ・ 架橋がされていない状況で市道 1-826 号への車両が多くなり、事故も多発しており、子どもが車に轢かれそうにもなった。
- ・ 早期に架橋し、1-826 号沿線住民の方々が安心安全となる道路環境としてほしい。
- ・ 世帯数が非常に多いため、住民の意見をまとめるのは困難である。
- ・ お互いに情報交換をする上でも、もう少し頻繁に顔合わせをできないか。
- ・ 頻繁に顔合わせをすることは、自分の仕事の持ち出しになるため困難である。また、開催の時間帯や曜日についても配慮してほしい。

第1回協議会 協議項目箇所図

(1)一方通行について

A地点

B地点

(4)オービスについて

市道1-826号

(5)交通標識について

(2)信号機・横断歩道について

(3)ゾーン30について

